

## 北九州市立市民センター管理要綱

### (趣旨)

第1条 北九州市市民センター条例及び北九州市市民センター条例施行規則に定めるもののほか、北九州市立市民センターの管理運営に関し、必要な事項を次のとおり定める。

### (入館の制限)

第2条 市長は、次の各号の一に該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) めいていしている者
- (2) 他人に迷惑となるおそれがある物品又は動物の類を携帯している者
- (3) その他管理上支障があると認める者

### (暴力団等の使用の制限)

第3条 市長は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の使用又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者による暴力団を利する目的での使用は、承認しない。

2 市長は、前項に定める事項に該当すると判明した場合には、使用の承認を取り消すものとする。

### (使用の条件)

第4条 市長は、管理上必要があると認めるときは、条件をつけて使用を承認することができる。

2 前号の規定により市民センターを使用しようとする者は、申請書（第1号様式）（営利のための使用（以下「多目的利用」という。）にあっては、第2号様式）を市長に提出しなければならない。

### (使用者の守るべき事項)

第5条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 各室の使用できる人員を越えないこと。
- (2) 許可なくして物品を販売しないこと。
- (3) 定められた場所以外で火気を使用しないこと。
- (4) 許可なくして、壁、柱等にはり紙、釘打等をしないこと。
- (5) 承認を受けた施設及び設備以外のものを使用しないこと。

(6) 承認目的以外の目的に使用しないこと。

(7) 飲酒を伴う使用をしないこと。

(選挙運動期間中の個人演説会等の使用)

第6条 公職選挙法を適用する(準用する場合を含む。)各種選挙(第12条第3号において「各種選挙」という。)の運動期間中における個人演説会及び政党演説会など(以下「個人演説会等」という。)の開催について、各区選挙管理委員会を通じて申込があった場合には、個人演説会等を優先できるよう、利用調整を行うものとする。

2 個人演説会等を休館日等に行う場合の取扱いは、次の各号のとおりとする。

(1) 休館日 個人演説会等の時間帯のみ臨時開館する。

(2) 供用時間の延長 供用時間が17時までの日に限り、個人演説会等の時間帯のみ供用時間を延長する。

3 個人演説会等の事務処理対応については、別記のとおりとする。

(複写機の使用)

第7条 複写機を使用しようとする者は、館長に申出、その承認を受けなければならない。

2 複写機の使用については、管理上支障があるとき、または館長が適当でないと認める場合は、使用することができない。

3 複写機を利用する場合の複写料・印刷料は、次の各号のとおりとする。

(1) 複写料 1枚 20円

(2) 印刷料 原紙1枚 50円

印刷1枚 3円(用紙持込は2円)

4 使用者が次の各号に該当するときは、複写料を5割減免する。

(1) 講座等で使用する場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認める場合

(開館日拡大の申請)

第8条 開館日拡大とは、市民センターにおいて、市民センターの休館日(ただし、年末年始を除く。)を臨時に開館すること及び供用時間が17時までの日の供用時間を延長することをいう。

2 前項による使用を申請する場合は、使用しようとする日の1月前までに、開館日拡大・臨時開館の申請書(第3号様式)を提出するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(開館日拡大の承認)

第9条 市長は、申請書(第3号様式)の記載内容を審査の上、次の各号の場合に、日程調整ができる場合に限り承認するものとする。

(1) 地域活動の促進や社会に還元する活動を目的としたもので、地域全体(概ね小学校区)に関わる会議や行事等(文化祭、運動会、センター祭り等)で利用する場合

(2) 前号の規定にかかわらず、まちづくり協議会と協議の上、地域の実情から開館の必要があると認められる場合。ただし、個人及びクラブ等が趣味等で利用する場合は承認を行わないものとする。

(開館日拡大に伴う代替の休館日)

第10条 開館日拡大を行っても、原則として、代替の休館日等は設けないものとする。

(開館日拡大の職員体制)

第11条 開館日拡大を実施した場合、原則として館長が対応するものとする。ただし、必要に応じて職員で対応できるものとする。

(使用料の減免)

第12条 北九州市市民センター条例第5条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。

(1) 市の主催により使用するとき

各室使用料、器具使用料及び冷暖房使用料の全額免除

(2) 市の共催により使用するとき、又は市内に事務所を有する校区まちづくり協議会及びその構成団体、社会福祉団体、社会教育関係団体、学校教育関係団体、又はこれらに準ずる団体が、地域活動に資する目的のために使用するとき

各室使用料、器具使用料の全額免除

(3) 各区の選挙管理委員会を通じて、各種選挙の運動期間中に個人演説会等を開催するとき

候補者1人につき、同一施設ごとに1回に限り、区選挙管理委員会が負担する各室使用料、器具使用料の全額免除

(4) 前号に掲げる場合のほか、別表1のとおり市長が特に必要と認めるとき。

(職員の立ち入り)

第13条 使用者は、職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

(多目的利用者登録)

第14条 市民センターにおいて多目的利用をしようとする者は、あらかじめ申請書(第4号様式)を提出し、市長の登録を受けなければならない。

2 登録の有効期間は、登録を受けた日から起算して1年とする。

3 第1項で登録を受けた内容に変更があったときは、申請書(第4号様式)を提出し、変更の登録を受けなければならない。

4 第2項の有効期間の満了後、引き続き多目的利用をしようとする者は、申請書(第4号様式)を提出し、更新の登録を受けなければならない。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の実施等)

第15条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、多目的利用登録の可否を決定するものとする。

2 市長は、登録を決定したときは、登録証(第5号様式)を申請者に交付するものとする。

(申請書等)

第16条 申請書の様式は、別紙のとおりとする。

- |                           |       |
|---------------------------|-------|
| (1) 市民センター使用申請書           | 第1号様式 |
| (2) 市民センター多目的使用申請書        | 第2号様式 |
| (3) 市民センター開館日拡大・臨時開館申請書   | 第3号様式 |
| (4) 北九州市市民センター多目的利用者登録申請書 | 第4号様式 |
| (5) 北九州市市民センター多目的利用者登録証   | 第5号様式 |

付 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 20 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 1)

区分	減免の割合
地域高齢者が、年長者いこいの家と同様の趣旨で実施する自主活動で使用するとき	和室使用料、器具使用料及び冷暖房使用料の全額
各校（地）区社会福祉協議会が、ふれあいネットワーク活動のために使用するとき	冷暖房使用料の全額
各区食生活改善推進協議会グループが、ふれあい昼食交流会事業のために使用するとき	冷暖房使用料の全額
市の事業に準じた活動を行っている子ども食堂実施団体が、子ども食堂事業のために使用するとき	各室使用料、器具使用料及び冷暖房使用料の全額
調理室を会議室として使用するとき	調理室使用料から会議室使用料を差し引いた額